

# 内装制限一覧表



電子カタログもご覧下さい。

URL : <http://www.shinwa-naisou.com>

INDEX

## ■内装制限一覧表

用途・構造・規模区分	建築物の構造			内装制限		建築基準法令 条文
	耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	地上に通ずる主たる 廊下、階段、通路	
(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	(客室) 400m <sup>2</sup> 以上	(客室) 100m <sup>2</sup> 以上		難燃材料 3階以上の 当該用途の 居室の天井 は準不燃材 料以上	準不燃材料	令129条1項 令128条の4第1項
(2) 病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、養老院、児童福祉施設等(令19条1項1号参照)	(3階以上) 300m <sup>2</sup> 以上 100m <sup>2</sup> 以内 ごとに防火 区画された ものを除く	(2階部分) 300m <sup>2</sup> 以上 病院又は診 療所は2階 に患者収容 施設がある 場合に限る??	200m <sup>2</sup> 以上			
(3) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業(加工修理業)の店舗(10m <sup>2</sup> 以内を除く)	(3階以上) 1,000m <sup>2</sup> 以上	(2階部分) 500m <sup>2</sup> 以上	200m <sup>2</sup> 以上			
(4) 地階、地下工作物内で(1)(2)(3)の用途に供するもの	全部			準不燃材料		令129条3項 令128条の4第1項3号
(5) 自動車庫車庫、同修理工場	全部					令129条2項 令128条の4第1項2号
(6) 無窓の居室 ※注①	全部					令129条5項 令128条の3の2
(7) 階数及び規模によるもの ※注②	○ 階数が3以上で500m <sup>2</sup> を越えるもの ○ 階数が2で1,000m <sup>2</sup> を越えるもの ○ 階数が1で3,000m <sup>2</sup> を越えるもの (学校、体育館を除く)			難燃材料		令129条4項
(8) 火気使用室 ※注③	住宅	階数が2以上の住宅で、最上階以外の階にある火気使用室		準不燃材料	—	令129条6項 令128条の4第4項
	住宅以外	火気使用室は全部				
(9) 11階以上の部分	100m <sup>2</sup> 以内に防火区画された部分			※注④		令112条5項
	200m <sup>2</sup> 以内に防火区画(乙種防火戸を除く)された部分			準不燃材料 (下地とも)		令112条6項
	500m <sup>2</sup> 以内に防火区画(乙種防火戸を除く)された部分			不燃材料 (下地とも)		令112条7項
(10) 地下街	100m <sup>2</sup> 以内に防火区画された部分			※注⑤		令128条の3第1項3号 令128条の3第5項
	200m <sup>2</sup> 以内に防火区画(乙種防火戸を除く)された部分			準不燃材料 (下地とも)		
	500m <sup>2</sup> 以内に防火区画(乙種防火戸を除く)された部分			不燃材料 (下地とも)		

- ※注
- ①: 天井、または天井から下方へ80cm以内にある開口部で居室床面積1/50未満のもの。(天井高6mを超えるものは除く。)
  - ②: (7)欄の規定に該当する建築物のうち、(2)欄の用途に供するもので31m以下のものについては、(2)欄の規定が適用される。
  - ③: (8)欄の規定は、主要構造部を耐火構造としたものについては適用されない。
  - ④: (9)欄の規定では、100m<sup>2</sup>以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記されていないが、建築物の階数及び規模による(7)欄の規定が適用される。
  - ⑤: (10)欄の規定では、100m<sup>2</sup>以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記されていないが、(1)(2)(3)欄の用途に供する部分については(4)欄の規定が適用される。
- 内装制限の適用を受ける建築物の部分は、居室及び居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分である。ただし(1)(2)(3)(7)(9)欄の規定に該当する建築物の居室の壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分は適用されない。(令129条1項及び112条6項)
  - 内装制限の規定で、2以上の規定に該当する建築物の部分は、一番厳しい規定が適用される。
  - 窓台・回り縁等は、制限を受けない。(令129条1項)
  - 内装制限の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これに類するもので、自動式のもの及び第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分について適用しない。(令129条7項)
  - (9)(10)欄の規定について、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので、自動式のものや設けた部分については、防火区画の床面積が2倍まで緩和される。(令112条1項)